

もくじ

はじめに	
1章 情勢の特徴と民医連の構え 1
第1節 希望ある時代へ、深まる安倍政権と国民との矛盾	
第2節 2018年医療・介護大改悪に立ち向かう民医連の構え	
2章 憲法9条を守り抜く大運動をすすめよう 2
第1節 安倍政権のすすめている9条加憲とは何をめざすのか	
第2節 民医連運動の存在意義をかけて、憲法9条を守り抜こう	
3章 事務職員育成の新たな前進をめざして 3
第1節 いま、なぜ事務職員育成か	
第2節 育成の努力と今日的な民医連事務集団の役割	
第3節 事務職員育成の具体的な着手を	
(1) 県連・法人のトップ幹部集団が責任を持つ方針と推進体制を	
(2) 事務幹部養成と全日本民医連のとりくみ	
4章 とりくみの概要と総会までの重点 4
第1節 平和といのち、人権を守る大運動を	
(1) 社会保障解体を許さない大運動を	
(2) 核兵器禁止条約の実現、ヒバクシャ国際署名100万筆を必ず達成しよう	
(3) 辺野古新基地建設中止、高江ヘリパッド工事中止へ向けて	
(4) 原発再稼働、福島の切り捨ては許さない	
第2節 共同組織月間の成功と組織的前進へ	
(1) 地域の状況と共同組織の役割	
(2) あらためて370万共同組織と『元気』7万部の達成に向けて	
(3) 第14回全日本民医連共同組織活動交流集会(神奈川)の成功へ向けて	
第3節 「新しい2つの柱」の実践探究で民医連らしい医療・介護活動の追求を	
(1) 県連医活委員会の体制強化と活発な議論・学習	
(2) 2017年拡大医活委員長会議に向け「新しい2つの柱」の実践を広げよう	
(3) 介護・福祉分野	
第4節 民医連運動を担う人づくりを事業と運動の中で旺盛にすすめよう	
第5節 民医連運動を担う医師の確保と養成の前進へ向けて	
(1) 「新しい2つの柱」を実践する医師集団づくりを	
(2) 医学対活動での前進をつけよう	
(3) 医師研修担当者の育成をすすめよう	
(4) 新専門医制度実施へあらためて地域医療を担う医師養成と医師増員を	
第6節 経営改善の速度を上げ、必要利益の確保をはからう	
第7節 歯科分野	
第8節 災害対策をすべての県連、事業所ですすめよう	
第9節 全国課題	
おわりに～民医連創設65年、民医連綱領改定10年、広島総会の成功へ向けて	

かつてここまで、國民と國会が輕んじられた時代はあつたでしょか。この半年間、安倍政権は介護保険の改悪強行、二〇一八年へ向けて医療改悪の準備をすすめながら、戦法の強行など戦争する国づくりに奔走してきました。そして五月三日、

日本国憲法施行七〇年の記念日に、「憲法九条に自衛隊を明記する」と発言しました。いま、戦後七〇年以上、平和と人権を守ってきた憲法が岐路に立っています。

一方で、国連での核兵器禁止条約を採択した巨大な変化、国内では共謀罪法の強行や国家の私物化とも言える安倍政権の腐敗した政治に対し、平和と民主主義を願う広範な国

はじめに

全国民医連は、八月一九日(土)第二回評議員会を開き、方針を決定しました。傍線が加筆・修正した部分です。

第42期第3回評議員会方針

2017年8月20日 第42期第3回評議員会方針

民運動が起きています。先の東京都議会議員選挙では、自民党が歴史的な大敗を喫しました。

この間、研修医一五五人が研修を

開始、看護師は六年連続一〇〇人

受け入れを突破し、三六〇〇人の新

しい職員が入職しました。昨年とり

くんだ医学生の医学生を増やし育て

る大運動に続き、今年も一〇〇人の

医学生が誕生し、過去最多の四五〇

人を超える医学生数に前進していま

す。新しい二つの柱

・貪困と格差、超高齢社

会に立ち向かう無差別・平等の医療

・介護の実践、第二の柱・安全、倫理、共同の営みを軸とした総合的な医療・介護の質の向上」(以下「新しい二つの柱」で表記)の実践をいっそう強め、民医連の医療と介護を

輝かせ、後継者養成、経営改善をすすめる好循環を創り出していきます。

第二回評議員会は、一年間の総括と四二回総会までの重きを決めまし

て、その責任を明確にした議論と提起を行うこと、③第四三期役員選出方針の承認、④二〇一七年上半期決算、会計監査承認を任務に開催し、全会一致で議案を採択しました。

1章

情勢の特徴と 民医連の構え

第1節 希望ある時代

へ、深まる安 倍政権と国民 との矛盾

四二回総会方針は、時代認識として安倍政権の暴走の異常さを三点で提起しました。

第一に、戦争法強行など、アメリカの戦争に全面的に参加する「戦争する国づくり」、第二に、TPP、原発輸出、健康・福祉の成長産業化など企業が世界で一番活躍しやすい国づくり、新自由主義改革の推進を新たな段階に引き上げようとしている。第三に、マスクコミへの異常なう喝や介入、憲法改正をすすめる国民運動の推進など、それらを国民に受け入れさせるための意識操作でした。同時にその政権裏盤の脆弱さ、

戦争法廃案に向けて空前の規模で国民的な運動が高揚する中で、個人が主権者として考え、行動し、政治も変える、新しい民主主義の形が生まれ发展しました。そのもとで、新たな民主主義の発揚を確信にし、希望ある時代を切り拓こう、と呼びかけできました。

七月一日の東京都議会議員選挙では、自民党は大敗を喫しました。共謀罪を巡る独裁的な国会運営、森友・加計学園の問題での国家の私物化、防衛省・自衛隊として自民党をお願いする発言など大臣の資質を欠いた法律無視の暴言、安倍政権の本質に対する嫌悪感が国民に拡大し、内閣支持率が急落し、不支持率が上回る状況です。

日本の国民の一割以上が暮らす首都で、憲法を壊す政治、国家を私物化する政治、いのちを切り捨てる政

治、こうした安倍政治を終わらせよ

社会保障の「自然増削減」を掲げる自民党・公明党政権のもと、公的医療・介護制度を土台から変更させる改悪が具体化されています。

二〇一八年度から「国保都道府県単位化」「新たな医療費適正化計画」「地域医療構想」「新しい医療計画」「介護保険事業計画」を互いに整合性を確保してスタートさせようとしています。国保の財政管理と行政指導、医療給付費の総額の抑制、基準病床数の許可と管理、病床機能の再編と淘汰、介護基盤の抑制と合理

平和と人権を守る運動をすすめる立場から自民党の大敗北となった今回の選挙結果を大いに歓迎し、安倍政権の退陣を求め共同を広げます。

アメリカ、北朝鮮の状態は、軍事衝突の危険性をはらむ深刻な状態です。双方が軍事的な恫喝をエスカレートさせることで、偶発的な軍事衝突にもつながります。私たちは、いのちを守る立場から、はかり知れない被害と犠牲をもたらす軍事衝突を回避するために、日本政府が双方の話し合い、対話の努力を求め、平和的解決に力を尽くすべきであること強く要請します。

うという明確な都民の意思が示されました。引き続いてたたかわれた那覇の市議会議員選挙（七月九日）でも同党は一四人が立候補しましたが、七人の当選に留りました。

仙台市長選挙（七月二三日）では、憲法を活かす、被災者に寄り添うなどを掲げた野党共闘の候補者が勝利しました。

介護サービス費の負担上限額引き上げなど、法「改正」を要さずに実施する内容や、要介護1、2の全サービスの地域支援事業（総合事業）への移行を次期見直しの検討課題に掲げるなど、重大な見直しが含まれています。

社会保障費の自然増にも大幅に踏み込んで削減するために強権をもつて国民を犠牲にするしくみは、国民の怒りと医療・介護の要求をさらに戦々然にせざるを得ません。

した包括的支援体制づくりを地域福祉計画に記載することが努力義務とされました。よりいっそう地域住民を巻き込み、自助・共助をすすめ、社会保障解体の受け皿にされようとしています。成長戦略や経済財政政策のもとで憲法が保障した社会保障の理念の解体です。

五月に強行された介護保険「改正」法は、三一本もの「改正」法を一本の法案に束ね、法案の詳細な内容を国民に明らかにしない乱暴な審議でした。「これを許すこと」はできません。「改正」法には、現役並み所得者の利用料三割化や総報酬割導

化、これらの権限を都道府県に集めさせ、給付費の抑制を目的に国の指導の下、強引に推進するシステムです。こうした給付費の抑制へ向かうなか、二〇一八年医療・介護報酬の同時改定が実施されます。来年の生活保護基準の見直しさらなる保護費の削減も狙われています。社会福祉法改正に伴い、政府の「我が事・

第2節 2018年医療・介護大改革に立ち向かう民医連の構え

資料 「戦争する国づくり」
にかかわる法整備

- ・特定秘密保護法（13年12月）
- ・防衛計画の大綱（13年12月）
- ・国家安全保障会議（N S C）の設置
（14年1月）
- ・武器輸出三原則の撤廃（14年4月）
- ・集団的自衛権行使容認の閣議決定
（14年7月）
- ・日米ガイドライン改定（15年4月）
- ・戦争法（安保法制）制定（15年9月）
- ・防衛装備庁発足（15年10月）
- ・監聴法（通信傍受法）改定
（16年5月）
- ・日米、日豪A C S A改定と
日英A C S Aの承認（17年4月）
- ・共謀罪（テロ等準備罪）法
（17年6月）

に軍事力が行使できる国になる必要があると考えています。一方、憲法に関する世論調査（N H K）では、「日本が戦後、海外での武力行使をしなかったのは、九条があったから」とした回答が八〇%に上り、九条が平和を守る力であると国民に広く定着し

第二に、それにより、日本国憲法が守ってきた「武力によるない平和の実現」という平和主義は壊され、戦争法も合憲化され、「武力による平和」をめざす国に転換するものです。現在の憲法と全く違う別の新しい憲法を制定することに他なりません。

自衛隊を容認する世論は八〇～九〇%といわれていますが、それは現九条の下で、無制限に戦争することが禁じられ、災害時などに活動している自衛隊の姿に対するものです。

憲法が戦後最大の岐路に立つ中、第一六回国理会で「守ろう！」日本と世界の宝＝憲法九条、戦争する国づくりストップ！ 安倍首相の憲法九条改憲を止める！ 大運動を共同組織の仲間と力を合わせ巻き起こすう」のアピールを発表、各地で積極的な取り組みが始まっています。九条改憲を打ち破るためにこの一年が勝負となります。国民投票の実施は、安倍政権のシナリオでは一ことは一体です。

第1節 安倍政権のす

すめているの
条加憲とは何
をめざすのか

来行つてきた憲主義破壊の政治の上に、仕上げとして本気で九条改憲を強行し、海外で戦争する国づくりをめざすものです（資料）。

なぜこれほどまで安倍首相は、改憲への執念を持つのでしょうか。

ています。戦争する国々の暴走を押しとどめているのは、現九条を中心とした憲法の平和主義であり、それを自覚している国民が多数存在していることです。

こうした中だからこそ、安倍首相

戦争はいのちをもつとも粗末にする行為であり、健康を破壊する最大の社会的決定要因です。医療や介護の担い手にとって平和を守ることは責務です。

憲法9条を守り抜く 大運動をすすめよう

第2節 民國連運動の存在意義をかけて、憲法9条を守り抜く

のちも守れない」との声が広がっています。平和と人権にとって、まさに正念場を迎えていました。私たち

は、平和憲法と社会保障を守ることの一つを総がかりの運動としてすすめ、安倍政治を終わらせる時期とし

なければなりません。

安倍政権による今回の加憲の狙いと危険性を広く知らせ、発議させない世論をひろげ、憲法九条を守り抜いていきましょう。

年以内です。理事会アピールの具体化を急ぎましょう。

次の三点を重視します。第一に、今回の加憲の危険性をすべての職場・職員が、共同組織とともに学び、広げることです。二期憲法學習大会運動を、国民投票実施の情勢にふさわしく全職員の運動に広げ、共同組

3章 事務職員育成の

新たな前進をめざして

第1節 いま、なぜ事務職員育成か

今回、特に評議員会で事務職員育成を呼びかける理由は、①戦後最大の憲法の岐路を迎えており、社会保障の変質・解体の攻撃も続いているいま、地域から国会まで運動の広がりと深さが求められており、民医連事務集団の果たすべき役割が大きくなっていること、②医療・介護活動の新しい二つの柱の実践をすすめる上でも、日常業務の多様化・複雑化への対応と本気の連携をすすめる活動のバージョンアップが求められること、③二〇一一年の「事務政策作成にあたっての問題提起」に応えて、全国で、相当の努力がされたにもかかわらず、若手の退職、幹部後継者不足に悩む県連・事業所が多くなっていることです。民医連が民医連らしく活動できるかどうかが問われる課題であり、いま一度振り返って抜本的な事務育成方針を確立しなければなりません。

織とともに地域で安倍政権の九条憲の危険性を大いに語り広げましょう。

第二に、有権者過半数の賛同をめざす「安倍政権の下での憲法改正に反対する署名運動」(仮称)など、地域で安倍政権退陣を求める運動、憲法改正を発議させない運動をすすめ

る総がかりの共同を広げることで憲法の危険性を大いに語り広げます。

第三に、立憲四野党(民進、共産、自由、社民)と市民の共同を広げ、安倍政権の退陣と改憲を止める最大の力である解散総選挙で改憲勢力三分の二を打破し、自民党を過半数割れに追い込むことです。

「全日本民医連は、一九九四年に表、綱領改定の翌年二〇一一年一月、理事会として新自由主義的な構

団全体の役割を全職員の認識とし、全国集会の到達を踏まえて、その確保と育成について県連・法人としての自己分析と、新たな前進のための方針確立を呼びかけます。

戦後、劣悪な医療・社会保障制度の改善とそのための政治を求める国民の運動がありました。運動に参加した労働者・農民・地域の人々と、その要求に応えようとした医師、医療従事者の結合が民医連事業所の始まりであり、それらを組織する役割を果たしたのが事務でした。これが民医連事務の原点ですが、その後、診療所の病院化や近代化の中で集團化が大きくなり、専門分化もすすみました。

戦後、劣悪な医療・社会保障制度の改善とそのための政治を求める国民の運動がありました。運動に参加した労働者・農民・地域の人々と、その要求に応えようとした医師、医療従事者の結合が民医連事業所の始まりであり、それらを組織する役割を果たしたのが事務でした。これが民医連事務の原点ですが、その後、診療所の病院化や近代化の中で集團化が大きくなり、専門分化もすすみました。

第一に、正確な実務と統計・情報管理を行い、それを通して全職員参加の医療・介護事業と経営の前に貢献すること

第二に、無差別平等の医療と介護の深化・発展のために、民主的な多職種協働と人づくりをきざえること

第三に、日本国憲法の立場から平和と社会保障拡充の運動を積極的にすすめ、共同組織とともに安心して住み続けられるまちづくりの活動の推進者となること

民医連の事が集団として三つの役割を果たすためには、一人ひとりが担当する分野に必要な知識を身に

評議員会では、第一に、今日的に重要性が増している民医連の事務集

団とともに地域で安倍政権の九条憲の危険性を大いに語り広げましょう。

第二に、有権者過半数の賛同をめざす「安倍政権の下での憲法改正に反対する署名運動」(仮称)など、地域で安倍政権退陣を求める運動、憲法改正を発議させない運動をすすめ

る総がかりの共同を広げることで憲法の危険性を大いに語り広げます。

第三に、立憲四野党(民進、共産、自由、社民)と市民の共同を広げ、安倍政権の退陣と改憲を止める最大の力である解散総選挙で改憲勢力三分の二を打破し、自民党を過半数割れに追い込むことです。

「全日本民医連は、一九九四年に表、綱領改定の翌年二〇一一年一月、理事会として新自由主義的な構

団全体の育成をレベルアップするとともに、幹部養成のための独自の追求が必要です。地協などの事務幹部養成学校のひきづく重視と内容の充実をかります。全日本民医連としての事務育成を軌道に乗せるため、四役直轄のプロジェクトを確立するなど、事務育成を把握する部署や事務委員会の構成などの検討をする体制をトップ幹部集団が責任を持ち、つくりましょう。

県連・法人で、医師や看護師養成に学び、指導者や担当者の配置、大規模な研修や人事政策)を確立し、事務委員会を中心に意識的な育成の活動が行われたり、地協での交流も行われてきた、④採用と就職前教育を重視し、民医連の理念をアピールした県連統一説明会、内定者のつど務学対の追求、⑤ほとんどの地協や事務校を開始し、幹部として必要な知識の獲得と事務幹部の集団化がはかられてきた、などです。

しかし、このとりくみにはほとんど手のついていない県連・法人、事業所もあり、大きな格差があります。事務育成の困難の背景には、経営困难による採用の手控え、育成予算や体制の不足、激しい医療制度の変化の中、事務分野の業務が多様化・細分化し、集団化も困難になっています。いまこそ、トップ幹部集団がこの問題の重要性をあらためて自覚し、責任をもって事務育成のとりくみを前進させなければなりません。

評議員会では、第一に、今日的に重要性が増している民医連の事務集

団とともに地域で安倍政権の九条憲の危険性を大いに語り広げましょう。

第二に、有権者過半数の賛同をめざす「安倍政権の下での憲法改正に反対する署名運動」(仮称)など、地域で安倍政権退陣を求める運動、憲法改正を発議させない運動をすすめ

る総がかりの共同を広げることで憲法の危険性を大いに語り広げます。

第三に、立憲四野党(民進、共産、自由、社民)と市民の共同を広げ、安倍政権の退陣と改憲を止める最大の力である解散総選挙で改憲勢力三分の二を打破し、自民党を過半数割れに追い込むことです。

「全日本民医連は、一九九四年に表、綱領改定の翌年二〇一一年一月、理事会として新自由主義的な構

団全体の育成をレベルアップするとともに、幹部養成のための独自の追求が必要です。地協などの事務幹部養成学校のひきづく重視と内容の充実をかります。全日本民医連としての事務育成を軌道に乗せるため、四役直轄のプロジェクトを確立するなど、事務育成を把握する部署や事務委員会の構成などの検討をする体制をトップ幹部集団が責任を持ち、つくりましょう。

県連・法人で、医師や看護師養成に学び、指導者や担当者の配置、大規模な研修や人事政策)を確立し、事務委員会を中心に意識的な育成の活動が行われたり、地協での交流も行われてきた、④採用と就職前教育を重視し、民医連の理念をアピールした県連統一説明会、内定者のつど務学対の追求、⑤ほとんどの地協や事務校を開始し、幹部として必要な知識の獲得と事務幹部の集団化がはかられてきた、などです。

しかし、このとりくみにはほとんど手のついていない県連・法人、事業所もあり、大きな格差があります。事務育成の困難の背景には、経

営困难による採用の手控え、育成予算や体制の不足、激しい医療制度の変化の中、事務分野の業務が多様化・細分化し、集団化も困難になっています。いまこそ、トップ幹部集団がこの問題の重要性をあらためて自覚し、責任をもって事務育成のとりくみを前進させなければなりません。

評議員会では、第一に、今日的に重要性が増している民医連の事務集

団とともに地域で安倍政権の九条憲の危険性を大いに語り広げましょう。

第二に、有権者過半数の賛同をめざす「安倍政権の下での憲法改正に反対する署名運動」(仮称)など、地域で安倍政権退陣を求める運動、憲法改正を発議させない運動をすすめ

る総がかりの共同を広げることで憲法の危険性を大いに語り広げます。

第三に、立憲四野党(民進、共産、自由、社民)と市民の共同を広げ、安倍政権の退陣と改憲を止める最大の力である解散総選挙で改憲勢力三分の二を打破し、自民党を過半数割れに追い込むことです。

「全日本民医連は、一九九四年に表、綱領改定の翌年二〇一一年一月、理事会として新自由主義的な構

団全体の育成をレベルアップするとともに、幹部養成のための独自の追求が必要です。地協などの事務幹部養成学校のひきづく重視と内容の充実をかります。全日本民医連としての事務育成を軌道に乗せるため、四役直轄のプロジェクトを確立するなど、事務育成を把握する部署や事務委員会の構成などの検討をする体制をトップ幹部集団が責任を持ち、つくりましょう。

県連・法人で、医師や看護師養成に学び、指導者や担当者の配置、大規模な研修や人事政策)を確立し、事務委員会を中心に意識的な育成の活動が行われたり、地協での交流も行われてきた、④採用と就職前教育を重視し、民医連の理念をアピールした県連統一説明会、内定者のつど務学対の追求、⑤ほとんどの地協や事務校を開始し、幹部として必要な知識の獲得と事務幹部の集団化がはかられてきた、などです。

しかし、このとりくみにはほとんど手のついていない県連・法人、事業所もあり、大きな格差があります。事務育成の困難の背景には、経

営困难による採用の手控え、育成予算や体制の不足、激しい医療制度の変化の中、事務分野の業務が多様化・細分化し、集団化も困難になっています。いまこそ、トップ幹部集団がこの問題の重要性をあらためて自覚し、責任をもって事務育成のとりくみを前進させなければなりません。

評議員会では、第一に、今日的に重要性が増している民医連の事務集

団とともに地域で安倍政権の九条憲の危険性を大いに語り広げましょう。

第二に、有権者過半数の賛同をめざす「安倍政権の下での憲法改正に反対する署名運動」(仮称)など、地域で安倍政権退陣を求める運動、憲法改正を発議させない運動をすすめ

る総がかりの共同を広げることで憲法の危険性を大いに語り広げます。

第三に、立憲四野党(民進、共産、自由、社民)と市民の共同を広げ、安倍政権の退陣と改憲を止める最大の力である解散総選挙で改憲勢力三分の二を打破し、自民党を過半数割れに追い込むことです。

「全日本民医連は、一九九四年に表、綱領改定の翌年二〇一一年一月、理事会として新自由主義的な構

団全体の育成をレベルアップするとともに、幹部養成のための独自の追求が必要です。地協などの事務幹部養成学校のひきづく重視と内容の充実をかります。全日本民医連としての事務育成を軌道に乗せるため、四役直轄のプロジェクトを確立するなど、事務育成を把握する部署や事務委員会の構成などの検討をする体制をトップ幹部集団が責任を持ち、つくりましょう。

県連・法人で、医師や看護師養成に学び、指導者や担当者の配置、大規模な研修や人事政策)を確立し、事務委員会を中心に意識的な育成の活動が行われたり、地協での交流も行われてきた、④採用と就職前教育を重視し、民医連の理念をアピールした県連統一説明会、内定者のつど務学対の追求、⑤ほとんどの地協や事務校を開始し、幹部として必要な知識の獲得と事務幹部の集団化がはかられてきた、などです。

しかし、このとりくみにはほとんど手のついていない県連・法人、事業所もあり、大きな格差があります。事務育成の困難の背景には、経

営困难による採用の手控え、育成予算や体制の不足、激しい医療制度の変化の中、事務分野の業務が多様化・細分化し、集団化も困難になっています。いまこそ、トップ幹部集団がこの問題の重要性をあらためて自覚し、責任をもって事務育成のとりくみを前進させなければなりません。

評議員会では、第一に、今日的に重要性が増している民医連の事務集

団とともに地域で安倍政権の九条憲の危険性を大いに語り広げましょう。

第二に、有権者過半数の賛同をめざす「安倍政権の下での憲法改正に反対する署名運動」(仮称)など、地域で安倍政権退陣を求める運動、憲法改正を発議させない運動をすすめ

る総がかりの共同を広げることで憲法の危険性を大いに語り広げます。

第三に、立憲四野党(民進、共産、自由、社民)と市民の共同を広げ、安倍政権の退陣と改憲を止める最大の力である解散総選挙で改憲勢力三分の二を打破し、自民党を過半数割れに追い込むことです。

「全日本民医連は、一九九四年に表、綱領改定の翌年二〇一一年一月、理事会として新自由主義的な構

団全体の育成をレベルアップするとともに、幹部養成のための独自の追求が必要です。地協などの事務幹部養成学校のひきづく重視と内容の充実をかります。全日本民医連としての事務育成を軌道に乗せるため、四役直轄のプロジェクトを確立するなど、事務育成を把握する部署や事務委員会の構成などの検討をする体制をトップ幹部集団が責任を持ち、つくりましょう。

県連・法人で、医師や看護師養成に学び、指導者や担当者の配置、大規模な研修や人事政策)を確立し、事務委員会を中心に意識的な育成の活動が行われたり、地協での交流も行われてきた、④採用と就職前教育を重視し、民医連の理念をアピールした県連統一説明会、内定者のつど務学対の追求、⑤ほとんどの地協や事務校を開始し、幹部として必要な知識の獲得と事務幹部の集団化がはかられてきた、などです。

しかし、このとりくみにはほとんど手のついていない県連・法人、事業所もあり、大きな格差があります。事務育成の困難の背景には、経

営困难による採用の手控え、育成予算や体制の不足、激しい医療制度の変化の中、事務分野の業務が多様化・細分化し、集団化も困難になっています。いまこそ、トップ幹部集団がこの問題の重要性をあらためて自覚し、責任をもって事務育成のとりくみを前進させなければなりません。

評議員会では、第一に、今日的に重要性が増している民医連の事務集

団とともに地域で安倍政権の九条憲の危険性を大いに語り広げましょう。

第二に、有権者過半数の賛同をめざす「安倍政権の下での憲法改正に反対する署名運動」(仮称)など、地域で安倍政権退陣を求める運動、憲法改正を発議させない運動をすすめ

る総がかりの共同を広げることで憲法の危険性を大いに語り広げます。

第三に、立憲四野党(民進、共産、自由、社民)と市民の共同を広げ、安倍政権の退陣と改憲を止める最大の力である解散総選挙で改憲勢力三分の二を打破し、自民党を過半数割れに追い込むことです。

「全日本民医連は、一九九四年に表、綱領改定の翌年二〇一一年一月、理事会として新自由主義的な構

団全体の育成をレベルアップするとともに、幹部養成のための独自の追求が必要です。地協などの事務幹部養成学校のひきづく重視と内容の充実をかります。全日本民医連としての事務育成を軌道に乗せるため、四役直轄のプロジェクトを確立するなど、事務育成を把握する部署や事務委員会の構成などの検討をする体制をトップ幹部集団が責任を持ち、つくりましょう。

県連・法人で、医師や看護師養成に学び、指導者や担当者の配置、大規模な研修や人事政策)を確立し、事務委員会を中心に意識的な育成の活動が行われたり、地協での交流も行われてきた、④採用と就職前教育を重視し、民医連の理念をアピールした県連統一説明会、内定者のつど務学対の追求、⑤ほとんどの地協や事務校を開始し、幹部として必要な知識の獲得と事務幹部の集団化がはかられてきた、などです。

しかし、このとりくみにはほとんど手のついていない県連・法人、事業所もあり、大きな格差があります。事務育成の困難の背景には、経

営困难による採用の手控え、育成予算や体制の不足、激しい医療制度の変化の中、事務分野の業務が多様化・細分化し、集団化も困難になっています。いまこそ、トップ幹部集団がこの問題の重要性をあらためて自覚し、責任をもって事務育成のとりくみを前進させなければなりません。

評議員会では、第一に、今日的に重要性が増している民医連の事務集

団とともに地域で安倍政権の九条憲の危険性を大いに語り広げましょう。

第二に、有権者過半数の賛同をめざす「安倍政権の下での憲法改正に反対する署名運動」(仮称)など、地域で安倍政権退陣を求める運動、憲法改正を発議させない運動をすすめ

る総がかりの共同を広げることで憲法の危険性を大いに語り広げます。

第三に、立憲四野党(民進、共

4章

とりくみの概要と
総会までの重点

(2) 核兵器禁止条約の実現、ヒバクシャ国際署名100万筆を必ず達成しよう

五県知事・七二〇市町村長が署名や、政府が核兵器禁止条約実現に努力するよう求める地方議会の決議要請にもとりくみましょう。

安倍首相は「原発事故」の言葉さえ使わず、福島の切り捨てをすすめています。

(3) 辺野古新基地建設中止、高江ヘリパッド工事中止へ向けて

核兵器の保有、使用、実験など実現、ヒバクシャ国際署名100万筆を必ず達成しよう

第1節 平和といのち、人権を守る大運動を

財政制度等審議会の改革工程表にもとづく改悪の進行をこのまま許せません。さらに困難な患者・利用者が生れます。共同組織とともに社会保障解体の内容をしっかりと学び、医療・介護から追い出される人を一人も出さない構えでたたかいを作りましょう。

(1) 社会保障解体を許さない大運動を

①地域医療構想へのたたかい 県を単位に「地域医療構想調整会議」の内容や病床転換のための経済誘導を把握し、病床再編などによって病院から地域に押し出されるのはどのような人たちか、必要な高齢者救急や在宅医療、介護は確保されるのか明らかにします。

具体的な事例や予測される困難などにもとづいて地域医療構想をリアルに「見える化」して、地域の住民や患者・利用者、医療機関や介護事業所などと連携し、市町村とも懇談し、共同して住民のいのちと暮らしをさまざまにとりくみをすすめましょう。実態を広く知らせるシンポジウムの開催などにとりくみましょう。

④介護ウエーブ

介護保険「改正」法案が国会に上程され、以降、廃案を求めて国会行動、要請行動にとりくんできました。〔軽度〕の切り捨てが実施された場合の影響や前回の一〇一四年改悪で社会保険としての国保を守るたたかい

生じている困難について、事例を通して明瞭にし発信してきました。

「改正」法成立を受けて、「介護ウエーブ」一〇一七は新たなステージに入りました。利用料三割化など今回の制度見直しを実施に移さないみ、各都道府県に対し試算を速やかに公表させ、市町村の裁量による国保会計への法定外一般会計繰入を認めさせることや、国庫補助負担増額を国に対しても要望するよう働きかけます。受療権を守る上で、国保法四条を実効あるものにしていくことを重視したりくみを強めます。

③受療権を守るたたかい

「受療権を守る討論集会」一〇一七をふまえ、第二回評議員会が提起した大運動にとりくみます。教育委員会から就学援助世帯に無料低額診療事業について周知するよう求め実現した北海道の経験などを参考に、自治体へも働きかけて制度を周知しましょう。

④受療権を守るたたかい 「受療権を守る討論集会」一〇一七をふまえ、第二回評議員会が提起した大運動にとりくみます。教育委員会から就学援助世帯に無料低額診療事業について周知するよう求め実現した北海道の経験などを参考に、自治体へも働きかけて制度を周知しましょう。

今年四月から全市町村で総合事業が開始されています。事業の実態を把握し、サービスの打ち切りや受給権の侵害が生じない内容で実施させることが必要です。各自治体で第七期介護保険事業計画策定に向けた作業が開始されており、病床再編（削減）に対応する在宅での受け皿整備も大きな焦点のひとつになります。

保険薬局の無料低額診療事業適用へ向けた政府への交渉をすすめます。あわせて自治体に来年度の予算連で議会に提出し、交渉をすすめましょう。

④介護ウエーブ

福島第一原発事故から六年三ヶ月が経ちました。現在約七万人を超える県民が県内外に避難を強いられ、震災関連死は五月一日現在で二一四〇人（直接死の一・三倍）、震災関連の自殺者も八七人（二〇一六年一月）と被害は引き続き拡大しています。しかし三月一日の慰靈式で五〇人のうち帰還者数は五月一日現在で約七〇〇人（二%）、特に富岡町では一・三%です。また、帰還困難区域は、大熊町と双葉町を中心とした七市町村で五年以内に復興拠点だけを除染をすすめるとされています。二万四〇〇〇人の避難住民で故郷に戻れるのは少数です。避難指示区域外からの避難者（いわゆる自立避難者）二万六〇〇〇人への住宅支援が三月末で打ち切られました

memor

（4）原発再稼働、福島の切り捨ては許さない

原発ゼロを望む声は、ひきつづき六割を超えてます。また、原発事故の被害者が各地で起こっている裁判で、前橋地裁は国と東電の責任を明確に認めました。福島の復興と原発ゼロをめざして運動を強めていきましょう。廃炉作業に従事する労働者の深刻な現実も明らかになりました。全日本医連も作業員の相談会を始めました。相談、支援活動と合わせ、異常な働き方をやめさせる運動を強めていきましょう。

第2節 共同組織月間の成功と組織的前進へ

福島第一原発事故から六年三ヶ月が経ちました。現在約七万人を超える県民が県内外に避難を強いられ、震災関連死は五月一日現在で二一四〇人（直接死の一・三倍）、震災関連の自殺者も八七人（二〇一六年一月）と被害は引き続き拡大しています。しかし三月一日の慰靈式で五〇人のうち帰還者数は五月一日現在で約七〇〇人（二%）、特に富岡町では一・三%です。また、帰還困難区域は、大熊町と双葉町を中心とした七市町村で五年以内に復興拠点だけを除染をすすめるとされています。二万四〇〇〇人の避難住民で故郷に戻れるのは少数です。避難指示区域外からの避難者（いわゆる自立避難者）二万六〇〇〇人への住宅支援が三月末で打ち切られました

（4）原発再稼働、福島の切り捨ては許さない

原発ゼロを望む声は、ひきつづき六割を超えてます。また、原発事故の被害者が各地で起こっている裁判で、前橋地裁は国と東電の責任を明確に認めました。福島の復興と原発ゼロをめざして運動を強めていきましょう。廃炉作業に従事する労働者の深刻な現実も明らかになりました。全日本医連も作業員の相談会を始めました。相談、支援活動と合わせ、異常な働き方をやめさせる運動を強めていきましょう。

会議では、共同組織活動の中心課題として位置づけてきた安心して住み続けられるまちづくりのとりくみを、無差別・平等の地域包括ケアの実践としてつなげていくこと、福祉や教育、保育・子育てをはじめとした社会保障を守る運動、住民自治の主体者としてとりくむことが深められました。また、共同組織担当者の研修会をとりくみました。

今年の共同組織拡大強化月間（二〇一一年一月）は、これらの到達を踏まえ、安倍改憲を許さない憲法九条をまもる運動を軸に、地域から平和じぐいしを守るまちづくりをすすめます。

(3) 同組織活動交流集会（神奈川）の成功へ

に向け、職員購読率50%をめざします。『いつでも元気』販売所交流会を九月に開催します。

(1) 地域の状況と共同組織の役割

○（一月）は、これらの到達を踏まえ、安倍改憲を許さない憲法九条をまもる運動を軸に、地域から平和とくらしを守るまちづくりをすすめます。

(2) あらためて370万部
同組織と『元気』7万部
の達成に向けて

共同組織構成員は、いったんは三六九万に達したもの、総会や総代会を前にいくつかの共同組織で脱退や死亡などによって減少しています。あらためて次期総会までに三七〇万目標

らしい医療・ 介護活動の追 求を

を開始しています。

(3) 介護・福祉分野

第4節 民医連運動を

第3節 「新しい二つの柱」の実践	
<p>探究で民医連 らしい医療・ 介護活動の追 求を</p> <p>（1） 県連医活委員会の体制 強化と活発な議論・学 習</p> <p>「新しい二つの柱」（第四）回総 会で提起）や県連医活委員会の確立 は、各県連で積極的に受け止められ ています。一〇一六年拡大医活委員 長会議以降、県連医活委員会などを 確立した県連が、一九から二九力所 に増え、多くの県連理事会や医活部 ・委員会では、具体化の議論とともに ・委員会の体制や機能の整備に力を 入れています。県連総会・幹部研修 会・学運交などで「新しい二つの 柱」や「SDH（健康の社会的決定 要因）」、「H.P.H.」、「Q.I.活動」など の学習会が従来になく活発に行わ れ、J-H.P.Hへの加盟やSDH、 Q.I.推進事業の広がりが始まっています。</p> <p>各県連では、「タイブリー」であり、 一つの柱ではダメということがわかつた「日常の医療・介護はすべて SDHの視点に根ざしている」「H P.Hを共同組織との運動の要に据え ることに意味がある」「四課題（医 療・介護、医師養成、経営基盤、社 保運動）の好循環を生み出すのは、 『新しい二つの柱』の実践、具体化 から始まる」など、前向きで確信に なる議論がされています。</p> <p>また、「新しい二つの柱」の視点 で県連の医療・介護活動などを「見 える化」し、職場で実践するための 方針や提案の具体化がすすみ始めて</p>	<p>2017年拡大医活委 員長会議に向け「新し い二つの柱」の実践を 広げよう</p> <p>「新しい二つの柱」は、民医連の 日常の医療・介護の基軸であり、S DHを重視したヘルスプロモーショ ン（H.P.Hを含む）を前進させながら 、「無差別平等の地域包括ケア」と 「住み続けられるまちづくり」を 具体化してゆくことが求められています。</p> <p>全日本民医連は、「新しい二つの 柱」の具体化としてカナダのギャリ ー・ブロック医師による日本版「医 師のための貧困治療ワーキング グループ」を開催し、「貧困を病態・病因 (危険因子)と捉え、貧困を治療す る」という実践を学びました。</p> <p>今後、各県連では、すべての職種 に「新しい二つの柱」の意義と重要 性を広めていくことが共通した課題 になっています。特に医師団体には 深い論議と理解、実践のための研究 やシステムづくりに力を発揮しても らうことが重要です。日常診療で患 者を「生物・心理・社会的（Bio-P sycho-Social）」に全面的にみて ツール」などが必要で、SDHの視 点を持ち継続的に行動するアドボカ シーを持つた医師、職員団体づくり ために、仕組みや「貧困評価介入</p>
	<p>います。奈良民医連では、「県連医 活ギックオフ集会」を開催し、「S DHに着目したH.P.H活動を通じて 社会保障拡充の運動を奈良ですすめ よう」と職場・事業所、県連での具 体的提案（「気になるカンファレン ス週一回三〇分」、気づきのカルテ 記載やSDHのサマリー記載など） を開始しています。</p>
	<p>（2） 哀れの柱」の実践を 広げよう</p>

いて、医療・介護活動の「新しい二つの柱」を支援活動の柱に据え、②すべての県連・法人・事業所で、事業継続計画（BCP）や職員の健康を守る活動を踏まえた災害対策指針の作成と訓練を行い、③被災者の医療費免除の継続・拡大など被災者の生活支援策の充実を求める運動を強めることを全国に呼びかけます。

一回目のM-MAT研修交流会は一月に開催し、一四〇人が参加。各地で災害が起きる中で、「明日は我が身」として災害訓練を各地ですすめでいく研修を行いました。基礎講座と規模別のグループで机上訓練を行い、今日は介護事業所からも多く参加しました。今後の研修交流会では、未参加の県連をなくすとともに、マニュアルにもどづいた訓練を普及し、各事業所のマニュアルなども交流できる場としてとりくみをすすめます。全日本民医連ホームページの「災害関連情報」の中に研修交流会資料を掲載しました。今後も災害に関する資料をホームページで共有します。

原発事故対応マニュアルの改訂を行いました。各県連で活用をすすめましょう。

第9節 全国課題

四二期のトップ研修会にとりくみます。本期、看護、事務、リハビリテーション部門で独自の養成講座がすみました。トップ研修については、県連会長、理事長、院長など医師を中心に次世代のトップ集団作りも視野に入れてとりくみをすすめています。

二〇一七年の第六回キューバ医療観察は、医師九人、歯科医師一人、医学生六人、歯学生一人を含む二十五人が参加し、医学生、医療系学生との交流を行いました。

八月には、韓國の人道主義実践医

師協議会などがとりくむ「医学生キャンプ」の医師、医学生が二〇一七年原水爆禁止世界大会に参加し交流します。

師協議会三十周年への招待、フランスで行われる国際シンポジウム「全

おわりに

民医連創設65年、民医連綱領改定10年、広島総会の成功へ向けて

て今日でも重要な視点です。

連は結成六四年を迎えました。二〇一〇年の民医連綱領改定から八年目にに入りました。四三期は、民医連結成六五年、民医連綱領改定から一〇年目を迎えます。

民医連綱領改定に至った当時の全国討議の論点は、①私たちは、今に、「だれのために」「なんのため」「だれと」「どのように」民医連運動を作り上げるのかを問い合わせ、「エンジン」ではなく「バージョンアップ」させること、②日本国憲法の理念を正面に掲げ、生かすことを民医連の社会的使命として、綱領に明記し、内外に宣言すること、③「働くひとと」の立場に立つことの今日的発展として「いのちの平等」「無差別・平等」の医療・福祉を受け継ぎ、差別や人権侵害を受けている多くの国民の立場に立つ表明を行うこと、④「非営利・協同」の組織の一員と規定し、営利化に抗し、権利としての社会保障を守ること、医療・福祉を受ける権利を守ることを社会的使命・目標としている組織であること、⑤民医連の運動は職員の主体的な運動であるが、共同組織は民医連運動の最大の優点であり、不可欠の構成要素であり、綱領上に積極的かつ明確に位置づけるこ

とでした。民医連運動の発展にどうての国民のための社会保障制度」の準備をすすめています。

民医連共済が呼びかけた「民医連の共済二〇一七年版テキスト」の学習運動を地協、県連でとりくみましょう。

「憲法理念を高く掲げる」医療・福祉団体としての自覚をもとに、④日本社会、国際社会に積極的に問題提起し行動を起こす、⑤共同組織の役割のさらなる發揮を一貫してめざし、⑥人間の全面発達を促す組織づくりへの挑戦、そして四二回総会で、六三年間の実践で到達した「無差別・平等の医療と福祉の実現」をめざす組織として、医療・介護活動の「新しい二つの柱」を軸とした実践を提起し、人権に根ざした医療・介護を発展させてきました。これらは、日本国憲法の実現をめざした実践の一つでもありました。

安倍政権がこの国を憲法の平和的生存権・健康権を否定する国として作りかえようとする中で、民医連の役割はますます重要になっています。その役割に応え、いのちの平等を掲げ、新しい希望を開く広島総会（第四回）の成功へ向け、共同組織の仲間とともに奮闘していくことを呼びかけます。

以上

memo